

米子瓦斯グループ奨学金支給基準

令和5年1月25日 教務委員会決定

令和7年1月29日 教務委員会改正

令和7年6月18日 国際交流支援室会議改正

米子工業高等専門学校（以下、「米子高専」という）学生への米子瓦斯グループグローバル推進助成金のうち米子瓦斯グループ奨学金の支給基準について、次のとおり定める。

1. 本奨学金は、米子高専学生の国際性を涵養し、社会貢献できるグローバル人材育成のために支給する。
2. 本奨学金の支給対象者は、米子高専に在学し、次の各号いずれも満たす学生とする。
 - 一 以下条件のいずれかに該当する学生。なお、条件①を満たす学生に優先的に本奨学金を支給する。
 - ① トビタテ！留学 JAPAN に応募する学生で、書類選考を通過したが面接選考で落選した学生
 - ② 米子工業高等専門学校「高専生の海外活動支援事業」の支給要件を満たす学生のうち、予算の上限等の理由により支援を受けることができなかった学生
 - 二 海外留学への熱意にあふれ、米子瓦斯グループへの事業報告ができる学生
3. 条件①を満たす学生へは下記のとおり奨学金を支給する。

1人につき20万円を上限とし支給し、トビタテ！留学 JAPAN で申請したプログラムの遂行のために必要な費用を補助する。ただし、本校後援会からの助成金、専友会からの助成金と併用することはできない。また、同一の事業に対して、本校以外の団体等から助成金相当の支給がある場合は、併用可能とする。

助成対象者は2名を基本とし、希望者が2名を超える場合、希望者の人数で助成額40万円を割った額を支給する。
4. 条件②を満たす学生へは下記のとおり奨学金を支給する。

支給額は他の補助金等の補助額を考慮のうえ、1人につき6万円を上限として毎年度決定する。ただし、当該海外活動にかかる所要額が支給額を下回る見込みである場合は、所要額相当まで減額して支給する。なお、本校後援会からの助成金と併用することはできない。
5. 助成金の支給は、同一年度内に1回限りとする。
6. 上記項目によりがたい場合は、国際交流支援室が決定する。
7. 本支給基準は、令和7年4月1日から適用する。